

## 第1章 経営戦略策定の趣旨

### 1 背景

和歌山県商工労働部商工労働政策局公営企業課では、地域の発展や産業振興に寄与するため、公営企業として工業用水道事業及び土地造成事業の2事業の経営を行っております。

公営企業は、料金収入をもって経営を行う独立採算制を原則としながら、住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たしており、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉を増進していくことが必要となります。現在、サービスの提供に必要な施設等の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う料金収入の減少等により、公営企業をめぐる経営環境は厳しさを増しつつあります。

こうした中で、引き続き公営企業として事業を行う場合には、自らの経営等についての確かな現状把握を行った上で、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、徹底した効率化、経営健全化を行うことが必要とされます。そのため、総務省から「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付総務省自治財政局公営企業三課長通知)には公営企業の経営戦略の策定が要請されており、(経済・財政再生計画改革工程表(平成27年12月24日経済財政諮問会議)では、「経営戦略の策定推進について」(平成28年1月26日付総務省自治財政局公営企業三課長通知)では、平成32年度(令和2年度)までに公営企業の経営戦略策定率を100%にするとしており、全ての公営企業で策定が求められています。さらに、「経営戦略」の改定推進について」(令和4年1月25日付総務省自治財政局公営企業三課長通知)では、令和7年度までに経営戦略見直し率を100%にするとしており、3年から5年毎の見直しが求められています。

なお、平成16年度に策定し、更新を重ね継続実施してきた中期経営計画は、より長期的な視点に立脚した、また社会情勢の変化に対応した経営の実施を考慮して計画されたこの経営戦略に内包されているので、今後中期経営計画は更新せず、この経営戦略を中心に検討と改定を行っていきます。

### 2 目的

この経営戦略は、公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続するための中長期的な経営の基本計画であり、施設更新等投資計画、投資に対する財政計画、これらの基本となる収支均衡のバランスを保つことで経営の安定化を図ることとなっています。また、収支均衡を保つための様々な取り組みを併せて検討すること、更に公営企業の経営環境の変化に適切に対応するため、経営戦略を策定するだけでなく、そのあり方・内容について絶えず検討を行うことが求められています。

### 3 計画期間

上記を踏まえて、和歌山県商工労働部商工労働政策局公営企業課では、計画期間を以下のとおりとして経営戦略を策定しました。なお、計画期間内であっても、経営環境に著しい変化が生じた場合等においては、計画を適宜見直します。

|         |                     |
|---------|---------------------|
| 策 定 日   | 令和2年3月              |
| 計 画 期 間 | 令和2年度から令和11年度(10年間) |

なお、社会経済情勢の変化に対応し計画の進行管理を適正に進めるため、令和8年3月に経営戦略を改定しました。計画期間の前期(令和2年度から令和6年度まで)の実績等を踏まえて、後期(令和7年度から令和11年度まで)の計画を見直しております。

#### 4 経営戦略の前提となるビジョン

公営企業は、企業であると同時に地方公共団体の一部門として地方行政における地域産業の振興も担っています。土地造成事業による土地供給は産業集積の要であり、工業用水道事業による工業用水給水は産業の血液とも言われます。それ故に、公営企業は単に存続するだけでなく、サービスを享受する事業者と共存を図り、その地域に事業を理解頂くよう取り組みなければならないと考えています。

このことは簡単に言ってしまうと『三方よし（売り手よし、買い手よし、世間よし）』になりますが、もう少し具体的に表現すると、

- （1）事業の存続あるいは最適化を実施
- （2）事業区域における産業の発展に寄与
- （3）コンプライアンスを遵守し、県内外への事業の理解を促進

となります。

これを三本の柱として、和歌山県工業用水道事業会計・土地造成事業会計における経営戦略の前提となるビジョンとして、以下のとおり経営戦略を考えていくこととします。